

国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期計画（案）に対する
サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和3年3月19日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

ますます複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応し、サイバーセキュリティ対策の抜本的な強化を図るためには、サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）等を踏まえ、関係機関の知見を活用していくことが必要である。

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）第14条第1項第7号に掲げる業務として、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行うサイバーセキュリティに関する演習については、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第13条及び第14条に定める演習として、サイバーセキュリティ人材の育成のために重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略を踏まえ、複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応し、かつ、組織や企業のニーズに対応した人材の育成に努めることが求められる。

また、国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第8条第2項に規定する業務として、NICTが行うパスワード設定等に不備のあるIoT機器の調査（以下「IoT機器調査」という。）については、IoT機器に対するサイバー攻撃等の深刻化に対応し、ネットワークの安全・信頼性を確保する観点から重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、サイバーセキュリティ戦略を踏まえ、産官学民及び民間企業相互間の連携と役割分担の下で進めることが求められる。

以上の「国立研究開発法人情報通信研究機構の第5期中長期目標案に対するサイバーセキュリティ戦略本部の意見」（令和3年2月9日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「戦略本部意見」という。）でも示した考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては、示された中長期計画案については、妥当な内容である、と判断する。

なお、NICTが、この中長期計画を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対しては、引き続き戦略本部意見に記載の事項を着実に実施するよう要請する。

以上